



三重県公報

令和3年12月27日 (月)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
48	現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例	(人 事 課)	3
49	三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例の一部を改正する条例	(総 務 企 画 課)	18
50	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(住 宅 政 策 課)	19
51	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	31
52	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例	(地 域 福 祉 課)	36
53	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	(建 築 開 発 課)	37
54	三重県都市公園条例の一部を改正する条例	(スポーツ推進課)	39
55	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	41
56	三重県病院事業条例の一部を改正する条例	(病 院 事 業 庁)	48
57	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	49
58	三重県立ゆめドームうえの条例を廃止する条例	(水資源・地域プロジェクト課)	50

公布された条例のあらまし

- ◎ 現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例 (条例第 48 号)
 - 1 現業職員に係る規定の整理に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例の一部を改正する条例 (条例第 49 号)
 - 1 第七十六回国民体育大会及び第二十一回全国障害者スポーツ大会の中止に鑑み、基金の処分についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第 50 号)
 - 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 4 年 2 月 20 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第 51 号)
 - 1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 4 年 3 月 15 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例（条例第 52 号）
 - 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 53 号）
 - 1 都市計画法及び都市計画法施行令の一部改正に鑑み、市街化調整区域における開発許可の基準に関する規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第 54 号）
 - 1 三重県営総合競技場補助競技場の利用実態に合わせて施設の名称を改めることとしました。
 - 2 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 55 号）
 - 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員に対する一年単位の週休日及び勤務時間の割振りに関する特例の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県病院事業条例の一部を改正する条例（条例第 56 号）
 - 1 三重県立一志病院において病児・病後児保育事業を行うための施設整備に伴い、療養病床数を改定することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第 57 号）
 - 1 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正等に鑑み、つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止の規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県立ゆめドームうえの条例を廃止する条例（条例第 58 号）
 - 1 三重県立ゆめドームうえのの財産売払いに伴い、三重県立ゆめドームうえの条例を廃止することとしました。
 - 2 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十八号

現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県職員退職手当支給条例の一部改正)

第一条 三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、職員(三重県教育委員会の所管に属する学校職員及び市町立学校職員並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員を除く。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第二項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者(次項において「再任用職員」という。)を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、職員(三重県教育委員会の所管に属する学校職員及び市町立学校職員並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職の職員を除く。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者(次項において「再任用職員」という。)を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 (略)</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 この条例において「職員」とは、法 第三条第二項に規定する一般職に属する 職員(法第二十二條の二第一項第一号に掲 げる職員、法第五十七條に規定する公立学 校の教職員及び地方公営企業等の労働関 係に関する法律(昭和二十七年法律第二百 八十九号) 第三条第四号の職員を除く。)を いう。</p>	<p>(定義) 第二条 この条例において「職員」とは、法 第三条第二項に規定する一般職に属する 職員(法第二十二條の二第一項第一号に掲 げる職員、法第五十七條に規定する公立学 校の教職員及び単純な業務に雇用される 者並びに地方公営企業等の労働関係に関 する法律(昭和二十七年法律第二百八十九 号) 第三条第四号の職員を除く。)をいう。</p>
<p>(単身赴任手当)</p>	<p>(単身赴任手当)</p>
<p>第十三条の二 (略)</p>	<p>第十三条の二 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 公立学校職員の給与に関する条例(昭和 三十年三重県条例第十号)、企業庁企業職 員の給与の種類及び基準に関する条例(昭 和四十一年三重県条例第六十二号)若しく は病院事業庁企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例(平成十年三重県条例第 五十号)の適用を受ける職員(第十九条の 二第二項において「公立学校職員給与条例 等適用職員」という。)、国家公務員、他 の地方公共団体の職員、特定地方独立行政 法人の職員等(地方独立行政法人法(平成 十五年法律第百十八号)第二条第二項に規 定する特定地方独立行政法人(以下この項 において「特定地方独立行政法人」とい う。)の職員及び県が設立する特定地方独 立行政法人の役員をいう。第十九条の二第 二項において同じ。)又は一般地方独立行 政法人等職員等(三重県職員退職手当支給 条例(昭和二十九年三重県条例第六十一 号)第七条第五項第二号に規定する一般地 方独立行政法人等職員及び同条例第八条 の二第一項に規定する県設立一般地方独 立行政法人の役員をいう。第十九条の二第 二項において同じ。)であつた者から引き 続き給料表の適用を受ける職員となり、こ</p>	<p>3 公立学校職員の給与に関する条例(昭和 三十年三重県条例第十号)、現業職員の給 与の種類及び基準に関する条例(昭和三十 七年三重県条例第一号)、県立高等学校等 の現業職員の給与の種類及び基準に関す る条例(昭和二十七年三重県条例第二号)、 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例(昭和四十一年三重県条例第六 十二号)若しくは病院事業庁企業職員の給 与の種類及び基準に関する条例(平成十年 三重県条例第五十号)の適用を受ける職員 (第十九条の二第二項において「公立学校 職員給与条例等適用職員」という。)、国 家公務員、他の地方公共団体の職員、特定 地方独立行政法人の職員等(地方独立行政 法人法(平成十五年法律第百十八号)第二 条第二項に規定する特定地方独立行政法 人(以下この項において「特定地方独立行 政法人」という。)の職員及び県が設立す る特定地方独立行政法人の役員をいう。第 十九条の二第二項において同じ。)又は一 般地方独立行政法人等職員等(三重県職員 退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条 例第六十一号)第七条第五項第二号に規定 する一般地方独立行政法人等職員及び同</p>

れに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)
 1 (略)
 23 (略)
 附 則

条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。第十九条の二第二項において同じ。）であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)
 1 (略)
 23 (略)
 附 則

(新たに給料表の適用を受けることとなつた職員に関する経過措置)

24 平成二十九年十月一日(以下この項から附則第二十六項までにおいて「給料表適用日」という。)に新たに行政職給料表の適用を受けることとなつた職員(給料表適用日の前日において、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例又は県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受けていた者に限る。次項及び附則第二十六項において同じ。)で、その者の受ける給料月額が給料表適用日の前日において受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相

	当する額を給料として支給する。
25	給料表適用日に新たに行政職給料表の適用を受けることとなつた職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
26	給料表適用日の翌日以後に新たに行政職給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において公立学校職員(以下「職員」という。)とは、県から給与の支給を受け、次の各号に掲げる者のうち、常時勤務に服するもの及び地公法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</p> <p>一 県立の高等学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、技術職員その他の職員</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において公立学校職員(以下「職員」という。)とは、県から給与の支給を受け、次の各号に掲げる者のうち、常時勤務に服するもの及び地公法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</p> <p>一 県立の高等学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、技術職員その他の職員(県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号。以下「現業職員条例」という。)の適用を受ける職員を除く。)</p>

<p>二 県立の特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員その他の職員</p>	<p>二 県立の特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員その他の職員（現業職員条例の適用を受ける職員を除く。）</p>
<p>三・四 (略)</p>	<p>三・四 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(単身赴任手当)</p>	<p>(単身赴任手当)</p>
<p>第十六条の二 (略)</p>	<p>第十六条の二 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。)の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。)又は一般地方独立行政法人等職員等(公立学校職員の退職手当に関する条例第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、</p>	<p>3 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十一年三重県条例第一号)、現業職員条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。)の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。)又は一般地方独立行政法人等職員等(公立学校職員の退職手当に関する条例第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する学校に</p>

<p>4 (略)</p> <p>1 5 附 則 (略)</p> <p>単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>	<p>4 (略)</p> <p>1 5 附 則 (略)</p> <p>通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>
	<p>(新たに給料表の適用を受けることとなつた職員に関する経過措置)</p> <p>16 平成二十九年十月一日(以下この項から附則第十八項までにおいて「給料表適用日」という。)に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員(給料表適用日の前日において、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例又は現業職員条例の適用を受けていた者に限る。次項及び附則第十八項において同じ。)で、その者の受ける給料月額(教職調整額を含む。以下この項において同じ。)が給料表適用日の前日において受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>17 給料表適用日に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p>

	<p>18 給料表適用日の翌日以後に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。</p>
--	---

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第四条 職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 職員の給与に関する条例(昭和三十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。)第二条及び公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員給与条例」という。)第二条に定める者をいう。</p> <p>二 〃 六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 職員の給与に関する条例(昭和三十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。)第二条、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員給与条例」という。)第二条、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)第一条及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)第一条に定める者をいう。</p> <p>二 〃 六 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止)

第五条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)は、廃止する。

(県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止)

第六条 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)は、廃止する。

(企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第七条 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第五条の二 (略)</p> <p>2 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)若しくは公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。)の職員、県が設立する特定地方独立行政法人の役員又は一般地方独立行政法人等職員等(三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。)その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第五条の二 (略)</p> <p>2 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)若しくは県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。)の職員、県が設立する特定地方独立行政法人の役員又は一般地方独立行政法人等職員等(三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活するこ</p>

<p>理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>とを常況とする職員(任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。)その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第八条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第四条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下第七条までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(企業職員である派遣職員の給与)</p> <p>第八条 企業職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第四条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下第七条までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与)</p> <p>第八条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に</p>

<p>派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>	<p>られるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>
--	---

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第九条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「職員」とは、法</p> <p>第三条第二項に規定する一般職に属する職員（法第五十七条に規定する公立学校の教職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員を除く。）をいう。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第十三条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該年の前年において法第五十七条に規定する公立学校の教職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第四号の職員、特別職に属する地方公務員、三重県以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国若し</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「職員」とは、法</p> <p>第三条第二項に規定する一般職に属する職員（法第五十七条に規定する公立学校の教職員及び単純な労務に雇用される者並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員を除く。）をいう。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第十三条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該年の前年において法第五十七条に規定する公立学校の教職員若しくは単純な労務に雇用される者、地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第四号の職員、特別職に属する地方公務員、三重県以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社、沖縄振興</p>

<p>くは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下この号において「公立学校教職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事委員会規則で定める職員公立学校教職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>開発金融公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下この号において「公立学校教職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事委員会規則で定める職員公立学校教職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第十条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第十三条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該年の前年において職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第二条に規定する職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員、特別職に属する地方公務員、三重県以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第十三条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二 当該年の前年において職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第二条に規定する職員、地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員、特別職に属する地方公務員、三重県以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五</p>

<p>進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「職員の勤務時間条例第二条職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 職員の勤務時間条例第二条職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>年法律第八十二号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「職員の勤務時間条例第二条職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 職員の勤務時間条例第二条職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

（病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十一条 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（単身赴任手当）</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）若しくは公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の適用を受ける職員、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条に規定する者をいう。）、他の地方公共団体の職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この項において「特定地方独立行政法人」という。）の職</p>	<p>（単身赴任手当）</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）若しくは県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の適用を受ける職員、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条に規定する者をいう。）、他</p>

<p>員、県が設立する特定地方独立行政法人の役員又は一般地方独立行政法人等職員等（三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。）であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>	<p>の地方公共団体の職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この項において「特定地方独立行政法人」という。）の職員、県が設立する特定地方独立行政法人の役員又は一般地方独立行政法人等職員等（三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。）であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>
---	---

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十二条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣</p>	<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣</p>

職員を除く。第六条及び第七条において同じ。)の派遣先団体において従事する業務が法第六条第二項に規定する業務に該当する場合又は同項に規定する業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に対する職員の給与に関する条例等の特例)

第五条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員を除く。第七条において同じ。)に対する職員の給与に関する条例(昭和三十九年三重県条例第六十七号)第二十四条若しくは第二十六条第一項又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第二十七条第一項若しくは第三十条第一項の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和三十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(企業職員である派遣職員の給与の種類)

第八条 企業職員である派遣職員の派遣先団体において従事する業務が法第六条第二項に規定する業務に該当する場合又は同項に規定する業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

(採用された職員に対する職員の給与に関する条例等の特例)

職員及び現業職員(地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。

以下同じ。)である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。)の派遣先団体において従事する業務が法第六条第二項に規定する業務に該当する場合又は同項に規定する業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に対する職員の給与に関する条例等の特例)

第五条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。第七条において同じ。)に対する職員の給与に関する条例(昭和三十九年三重県条例第六十七号)第二十四条若しくは第二十六条第一項又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第二十七条第一項若しくは第三十条第一項の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和三十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類)

第八条 企業職員又は現業職員である派遣職員の派遣先団体において従事する業務が法第六条第二項に規定する業務に該当する場合又は同項に規定する業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

(採用された職員に対する職員の給与に関する条例等の特例)

<p>第十五条 法第十条第一項の規定により採用された職員（企業職員である職員を除く。以下同じ。）に対する職員の給与に関する条例第二十四条若しくは第二十六条第一項又は公立学校職員の給与に関する条例第二十七条第一項若しくは第三十条第一項の規定の適用については、特定法人において従事していた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。</p>	<p>第十五条 法第十条第一項の規定により採用された職員（企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。以下同じ。）に対する職員の給与に関する条例第二十四条若しくは第二十六条第一項又は公立学校職員の給与に関する条例第二十七条第一項若しくは第三十条第一項の規定の適用については、特定法人において従事していた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。</p>
--	---

（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第十三条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義） 第二条 この条例において「職員」とは、法 第三条第二項に規定する一般職に属する 職員（法第五十七条に規定する公立学校の 教職員及び地方公営企業等の労働関係に 関する法律（昭和二十七年法律第二百八十 九号）第三条第四号の職員を除く。）のう ち、法第二十二條の二第一項第一号に規定 する会計年度任用職員をいう。</p>	<p>（定義） 第二条 この条例において「職員」とは、法 第三条第二項に規定する一般職に属する 職員（法第五十七条に規定する公立学校の 教職員及び単純な労務に雇用される者並 びに地方公営企業等の労働関係に関する 法律（昭和二十七年法律第二百八十九号） 第三条第四号の職員を除く。）のうち、法 第二十二條の二第一項第一号に規定する 会計年度任用職員をいう。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県条例第四十九号

三重県知事 一 見 勝 之

三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例の一部を改正する条例
 三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例（平成二十五年三重県条例
 第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>2 基金のうち基金の設置の目的を達成す ために受納した寄附金を財源として積 み立てられた金額に相当する部分につい ては、第五条の規定にかかわらず、当該寄 附をした者等への支払に充てる場合又は 当該寄附をした者等の意向により三重県 体育スポーツ振興基金条例（昭和六十年三 重県条例第四号）に基づく三重県体育スポ ーツ振興基金に積み立てる場合に限り、予 算の定めるところにより処分することが できる。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第五十号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一	(略)	(略)	(略)	一	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	(略)	三	(略)	(略)	(略)
五	(略)	(略)	(略)	五	(略)	(略)	(略)
五	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五條第一項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	別表第十六に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六條第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第三	五	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五條第三項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	別表第十六に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六條第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第三

十八の五十五の三三五の五	(略)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	(略)	十六万円	認定長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査
--------------	-----	--	---	--	-----	------	---	--	------------------------------

十七の五十五の三三五の五	(略)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	認定長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	(略)	別表第十	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査
--------------	-----	--	--	--	-----	------	--	--	------------------------------

四 六 十 六 三 三 六 五 三 百	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

別表第十六及び別表第十七を次のように改める。

別表第十六（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画認定申請手数料）

一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項、第二項又は第五項の規定に基づく場合

区分	一戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第六条の二第三項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第四項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他
一戸建ての住宅	一万三千五百円		五万九百円	二万三百円	七万六千四百円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が五戸以下のも	四万九千九百円	二万四千円	七千四百円	三万六千円
	総戸数が五	四万四千円	一万九	六千円	二万八

戸を超え十 戸以下のもの		千二百 円		千八百 円
総戸数が十 戸を超え二 十五戸以下 のもの	二千七百円	一万五 千五百円	四千四百円	二万二 千七百 円
総戸数が二 十五戸を超 え五十戸以 下のもの	二千二百円	一万三 千六百 円	三千三百円	二万四 百円
総戸数が五 十戸を超え 百戸以下の もの	千六百円	一万千 六百元	二千五百円	一万七 千五百 円
総戸数が百 戸を超え二 百戸以下の もの	千四百円	一万八 百元	二千二百円	一万六 千二百 円
総戸数が二 百戸を超え 三百戸以下 のもの	千二百円	一万三 百円	千八百円	一万五 千四百 円
総戸数が三 百戸を超え るもの	千円	九千四 百円	千五百円	一万四 千二百 円

二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項又は第四項の規定に基づき
づく場合

区分	一戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第六条第一項 第一号に掲げ る基準に適合 した住宅の品 質確保の促進 等に関する法	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第六条第一項 第一号に掲げ る基準に適合 した住宅の品 質確保の促進 等に関する法	その他 の場合	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第六条第一項 第一号に掲げ る基準に適合 した住宅の品 質確保の促進 等に関する法	その他 の場合

		律第六条の二 第三項に規定 する確認書の 交付を受けた ものである場 合	律第六条の二 第四項に規定 する住宅性能 評価書の交付 を受けたもの である場合	律第六条の二 第三項に規定 する確認書の 交付を受けた ものである場 合
一戸建ての住宅		一万五百万円	四万七 千九百 円	一万五千八百 七万千 九百円
一戸建て の住宅以 外の住宅 の	総戸数が五 戸以下のもの	三千九百万円	二万三 千円	五千九百円 三万四 千五百 円
	総戸数が五 戸を超え十 戸以下のもの	三千三百万円	一万八 千四百 円	五千円 二万七 千六百 円
	総戸数が十 戸を超え二 十五戸以下 のもの	二千百万円	一万四 千五百 円	三千二百円 二万千 八百円
	総戸数が二 十五戸を超 え五十戸以 下のもの	千八百万円	一万三 千二百 円	二千七百万円 一万九 千八百 円
	総戸数が五 十戸を超え 百戸以下の もの	千四百万円	一万千 四百円	二千百万円 一万七 千五百 円
	総戸数が百 戸を超え二 百戸以下の もの	千二百万円	一万五 百円	千八百万円 一万五 千八百 円
	総戸数が二 百戸を超え 三百戸以下 のもの	千円	一万百 円	千五百万円 一万五 千五百 円
	総戸数が三 百戸を超え るもの	八百円	九千二 百円	千二百万円 一万三 千九百 円

別表第十七（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定申請手数料）

一 長期優良住宅建築等計画変更（長期使用構造等）認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項又は第四項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）

区分		一戸当たりの手数料の金額				
		新築基準			増改築基準	
		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第四項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅		七千三百円		二万六千円	一万七千円	三万八千七百円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が五戸以下のもの	二千五百円		一万二千円	三千八百円	一万八千円
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	二千円		九千六百元	三千円	一万四千四百円
	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	千三百円		七千六百元	二千円	一万四千四百円
	総戸数が二十五戸を超えるもの	千円		六千八百元	千六百元	一万二千円

え五十戸以 下のもの			
総戸数が五 十戸を超え 百戸以下の もの	八百円	五千八百 円	二千二百 円
総戸数が百 戸を超え二 百戸以下の もの	七百円	五千四百 円	千円
総戸数が二 百戸を超え 三百戸以下 のもの	六百円	五千百 円	九百円
総戸数が三 百戸を超え るもの	五百円	四千七 百円	七百円

一 長期優良住宅建築等計画変更（長期使用構造等以外）認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項又は第四項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）

区分	一戸当たりの手数料の金額		
	新築基準	増改築基準	
一戸建ての住宅	七千三百円	一万七 hundred 円	
一戸建ての住宅 以外の住宅	総戸数が五戸以下のもの	二千五百円	三千八百円
	総戸数が五戸を超え十 戸以下のもの	二千円	三千円
	総戸数が十戸を超え二 十五戸以下のもの	二千三百円	二千円
	総戸数が二十五戸を超 え五十戸以下のもの	千円	千六 hundred 円
	総戸数が五十戸を超え 百戸以下のもの	八百円	千二百円
	総戸数が百戸を超え二 百戸以下のもの	七百円	千円
	総戸数が二百戸を超え 三百戸以下のもの	六百円	九百円
	総戸数が三百戸を超え	五百円	七百円

三 長期優良住宅建築等計画変更（長期使用構造等）認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第二項又は第四項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）

区分	一戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第四項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅	五千八百円		二万四千四百円	八千四百円	三万六千四百円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が五戸以下のもの	二千円	一万千六百円	三千円	一万七千三百円
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	千七百円	九千二百円	二千五百円	一万三千八百円
	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	千円	七千三百円	千六百円	一万九百円
	総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	九百円	六千六百円	千三百円	九千九百円

下のもの			
総戸数が五十戸を超え 百戸以下のもの	七百円	五千七百円	八千五百円
総戸数が百戸を超え 二百戸以下のもの	六百円	五千二百円	七千九百円
総戸数が二百戸を超え 三百戸以下のもの	五百円	五千円	七千五百円
総戸数が三百戸を超え るもの	四百円	四千六百円	六千九百円

四 長期優良住宅建築等計画変更（長期使用構造等以外）認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項又は第四項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）

区分	一戸当たりの手数料の金額		
	新築基準	増改築基準	
一戸建ての住宅	五千八百円	八千四百円	
一戸建ての住宅 以外の住宅	総戸数が五戸以下のもの	二千円	三千円
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	千七百円	二千五百円
	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	二千円	千六百元
	総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	九百円	千三百円
	総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	七百元	千円
	総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	六百元	九百円
	総戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	五百円	七百元
	総戸数が三百戸を超え るもの	四百円	六百元

五 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時等）認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第三項の規定に基づく管理者等が選任された場合）

区分		一戸当たりの手数料の金額	
		新築基準	増改築基準
一戸建ての住宅		六千円	八千円
一戸建ての住宅 以外の住宅	総戸数が五戸以下のもの	二千円	二千六百元
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	千五百円	二千円
	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	千円	千四百円
	総戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	八百円	千円
	総戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	五百円	七百円
	総戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	五百円	六百元
	総戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	四百円	五百円
	総戸数が三百戸を超えるもの	三百円	四百円

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第十八（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料）			別表第十八（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料）		
区分	一戸当たりの手数料の金額		区分	一戸当たりの手数料の金額	
一戸建ての住宅	<u>二千円</u>		一戸建ての住宅	六千七百円	
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が五戸以下のもの	<u>千円</u>	一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が五戸以下のもの	二千七百円
	総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	<u>八百円</u>		総戸数が五戸を超え十戸以下のもの	二千四百円
	総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	<u>四百円</u>		総戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	千三百円

総戸数が二十 五戸を超え五 十戸以下のも の	四百円	総戸数が二十 五戸を超え五 十戸以下のも の	千二百円
総戸数が五十 戸を超え百戸 以下のもの	三百円	総戸数が五十 戸を超え百戸 以下のもの	千円
総戸数が百戸 を超え二百戸 以下のもの	二百円	総戸数が百戸 を超え二百戸 以下のもの	九百円
総戸数が二百 戸を超え三百 戸以下のもの	二百円	総戸数が二百 戸を超え三百 戸以下のもの	七百円
総戸数が三百 戸を超えるも の	百円	総戸数が三百 戸を超えるも の	六百円

附 則

- 1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。
- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）及び認定に基づく地位の承継の申請については、この条例による改正後の三重県手数料条例の相当規定に定める申請とみなして、当該相当規定を適用する。

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和三年十二月二十七日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第五十一号

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料）</p> <p>第七条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号。以下この条及び別表第六において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一 法第四条第一項に規定する銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者 <u>銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料</u></p> <p>一の二・二 （略）</p> <p>二の二 <u>法第五条の三の二第一項に規定するクロスボウの取扱いに関する講習を受けようとする者</u> <u>クロスボウ取扱講習手数料</u></p> <p>三・三の二 （略）</p> <p>四 法第六条第一項に規定する銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者 <u>国際競技参加外国人銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料</u></p> <p>五 法第七条第一項ただし書に規定する法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者で、更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの <u>銃砲所持許可証追記申請手数料</u></p>	<p>（銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料）</p> <p>第七条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号。以下この条及び別表第六において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一 法第四条第一項に規定する銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者 <u>銃砲刀剣類所持許可申請手数料</u></p> <p>一の二・二 （略）</p> <p>三・三の二 （略）</p> <p>四 法第六条第一項に規定する銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者 <u>国際競技参加外国人銃砲刀剣類所持許可申請手数料</u></p> <p>五 法第七条第一項ただし書に規定する法第四条第一項第一号の許可を現に受けている者で、更に同号の許可を受けようとするもの <u>銃砲刀剣類所持許可証追記申請手数料</u></p>

五の二	法第七条第一項ただし書に規定する法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者で、更に同号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとするもの	クロスボウ所持許可証追記申請手数料
六	法第七条第二項に規定する許可証の書換えを受けようとする者	許可証書換え手数料
七	法第七条第二項に規定する許可証の再交付を受けようとする者	許可証再交付手数料
八	(略)	
八の二	法第七条の三第二項に規定するクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者	クロスボウ所持許可更新申請手数料
九	(略)	
十	法第九条の十第二項に規定する猟銃又は空気銃の射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者	猟銃等射撃練習資格認定申請手数料
十一～十四	(略)	
十五	法第九条の十六第一項に規定するクロスボウの射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者	クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

2 (略)
別表第六(第七条関係)

手数料の種別	区分	手数料の額
一 銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料		一万五百円

六	法第七条第二項に規定する銃砲刀剣類所持の許可証の書換えを受けようとする者	銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料
七	法第七条第二項に規定する銃砲刀剣類所持の許可証の再交付を受けようとする者	銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料
八	(略)	
九	(略)	
十	法第九条の十第二項に規定する射撃練習を受ける資格の認定を受けようとする者	射撃練習資格認定申請手数料
十一～十四	(略)	

2 (略)
別表第六(第七条関係)

手数料の種別	区分	手数料の額
一 銃砲刀剣類所持許可申請手数料		一万五百円

一の二 (略)		(略)
一 等取扱 講習手 数料	現に法第四条第一 項第一号の規定に よる許可を受けて 猟銃又は空気銃を 所持する者及び法 第五条の二第三項 第二号又は第三号 に掲げる者	三千円
	(略)	(略)
一の二 クロ スポウ 取扱講 習手数 料	現に法第四条第一 項第一号の規定に よる許可を受けて クロスボウを所持 する者 その他の者	三千円 六千九百 円
三・三の 二 (略)		(略)
四 国際 競技参 加外国 人銃砲 等又は 刀剣類 所持許 可申請 手数料		三千九百 円
五 銃砲 所持許 可証追 記申請 手数料		六千八百 円
五 の二 クロ スポウ 所持許		六千八百 円

一の二 (略)		(略)
一 等取扱 講習手 数料	現に法第四条第一 項第一号の規定に よる許可を受けて 猟銃又は空気銃を 所持する者及び法 第五条の二第三項 第二号に掲げる者	三千円
	(略)	(略)
三・三の 二 (略)		(略)
四 国際 競技参 加外国 人銃砲 刀剣類 所持許 可申請 手数料		三千九百 円
五 銃砲 刀剣類 所持許 可証追 記申請 手数料		六千八百 円

十五	ク ロスボ ウ射撃 練習資 格認定 申請手 料		九千三百 円
十一～十 四	(略)		(略)
十	猟銃 等射撃 練習資 格認定 申請手 料		八千九百 円
九	(略)		(略)
八	可更新 所持許 可更新 申請手 料	新たな許可証の交 付を伴わないもの	六千八百 円
八	の二 クロ	新たな許可証の交 付を伴うもの	七千二百 円
八	(略)	(略)	(略)
七	証再交 付手数 料		千九百円
六	証書換 え手数 料		千八百円
	可証追 記申請 手数料		

十一～十 四	(略)		(略)
十	射撃 練習資 格認定 申請手 料		八千九百 円
九	(略)		(略)
八	(略)	(略)	(略)
七	銃砲 刀剣類 所持許 可証再 交付手 料		千九百円
六	銃砲 刀剣類 所持許 可証書 換え手 料		千八百円

数料					
備考			備考		
一〜四	(略)		一〜四	(略)	
五	五の二の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千五百円を減じた額とする。				
六	五の二の項の許可を受けようとする者が本県において同時に八の二の項の許可の更新を受けようとする場合における同項の許可の更新に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千四百円を減じた額とする。		五	(略)	
七	(略)				
八	八の二の項の許可の更新を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の許可の更新に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千四百円を減じた額とする。		六	(略)	
九	(略)				
十	十五の項の認定を受けようとする者が本県において同時に他の同項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定の申請に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から三千七百円を減じた額とする。				

附 則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第五十二号

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号及び第二十一条において「法」という。）<u>第二条第十号</u>の特定道路をいう。）、特定公園施設（<u>第二条第十五号</u>の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。</p> <p>五〜七 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号及び第二十一条において「法」という。）<u>第二条第九号</u>の特定道路をいう。）、特定公園施設（<u>第二条第十三号</u>の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。</p> <p>五〜七 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第五十三号

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成十四年三重県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域）</p> <p>第三条 法第三十四条第十一号の規定により条例で指定する土地の区域は、自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められ、かつ、おおむね五十以上の建築物が連たんしている区域（以下「既存集落」という。）のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして知事が指定する土地の区域とする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 原則として、<u>令第二十九条の九各号に掲げる区域</u>を含まないこと。</p> <p>2〜5 （略）</p>	<p>（法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域）</p> <p>第三条 法第三十四条第十一号の規定により条例で指定する土地の区域は、自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められ、かつ、おおむね五十以上の建築物が連たんしている区域（以下「既存集落」という。）のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして知事が指定する土地の区域とする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 原則として、<u>令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>を含まないこと。</p> <p>2〜5 （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第四十三条第一項の許可（以下この項において「開発許可等」という。）の申請について適用し、同日前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例第三条第一項及び第六条第一項の規定による指定、新条例第三条第二項（第六

条第二項において準用する場合を含む。)の規定による市町長の申出並びに新条例第三条第三項(第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

三重県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例五十四号

三重県都市公園条例の一部を改正する条例

三重県都市公園条例（昭和四十七年三重県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第三（五十鈴公園の公園施設を利用する場合）			別表第三（五十鈴公園の公園施設を利用する場合）		
一 三重県営総合競技場の施設（会議室及びステージを除く。）			一 三重県営総合競技場の施設（会議室及びステージを除く。）		
イ 全部利用の場合			イ 全部利用の場合		
	区分	金額		区分	金額
	(略)	(略)		(略)	(略)
第二陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	一、八三〇円	補助競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	一、八三〇円
	営利を目的として利用する場合	四三、五九〇円		営利を目的として利用する場合	四三、五九〇円
	その他の催物に利用する場合	八、六五〇円		その他の催物に利用する場合	八、六五〇円
	(略)	(略)		(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
ロ (略)			ロ (略)		
ハ 個人利用の場合			ハ 個人利用の場合		
	区分	金額		区分	金額
	(略)	(略)		(略)	(略)
第二陸上競技場	児童生徒等	五〇円	補助競技場	児童生徒等	五〇円
	その他の者	一〇〇円		その他の者	一〇〇円
第二陸上競技場	児童生徒等	一五〇円	補助競技場	児童生徒等	一五〇円
	その他の者	三〇〇円		その他の者	三〇〇円
	(略)	(略)		(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
ニ (略)			ニ (略)		

二 (略) 三 三重県営総合競技場の設備等 イ、ハ (略) ニ <u>第二陸上競技場</u> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">区分</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> 備考 (略) ホ (略) へ <u>第二陸上競技場及び付帯投てき場</u> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">区分</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> 備考 (略) ト (略)	区分	金額	(略)	(略)	区分	金額	(略)	(略)	二 (略) 三 三重県営総合競技場の設備等 イ、ハ (略) ニ <u>補助競技場</u> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">区分</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> 備考 (略) ホ (略) へ <u>補助競技場及び付帯投てき場</u> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">区分</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> 備考 (略) ト (略)	区分	金額	(略)	(略)	区分	金額	(略)	(略)
区分	金額																
(略)	(略)																
区分	金額																
(略)	(略)																
区分	金額																
(略)	(略)																
区分	金額																
(略)	(略)																

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前にこの条例による改正前の三重県都市公園条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県都市公園条例（次項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 施行日前において、三重県都市公園条例別表第一に規定する三重県営総合競技場の指定管理者から同条例第十四条の十六第二項の規定により新条例別表第三に規定する使用料の区分により、施行日以後の利用料金の承認の申請があつた場合には、知事は、施行日前においても、新条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第五十五号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（週休日の振替等）</p> <p>第六条 県委員会は、職員に第四条第一項、前条又は第八条の三の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命じる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第四条第二項、前条又は第八条の三の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち勤務日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第八条 県委員会は、第三条から第六条まで及び第八条の三に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命じることができる。ただし、当該職</p>	<p>（週休日の振替等）</p> <p>第六条 県委員会は、職員に第四条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命じる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第四条第二項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち勤務日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第八条 県委員会は、第三条から第六条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命じることができる。ただし、当該職員が育児短時間</p>

員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命じることができる。

2 ～ 4 (略)

5 義務教育諸学校等の教育職員(給与条例第二条第二項に規定する教育職員をいう。第八条の二及び第八条の四において同じ。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、当該教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条に規定する指針(以下「指針」という。)に基づき、当該教育職員の服務監督を行う教育委員会(以下「服務監督教育委員会」という。)の定めるところにより行うものとする。

第八条の二 (略)

(一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)

第八条の三 服務監督教育委員会は、その服務を監督する義務教育諸学校等の教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある者については、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項の規定により服務監督教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間(次項において「長期休業期間等」という。)において当該教育職員の週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、第三条及び第四条の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命じることができる。

2 ～ 4 (略)

5 義務教育諸学校等の教育職員(給与条例第二条第二項に規定する教育職員をいう。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、当該教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条に規定する指針に基づき、当該教育職員の服務監督を行う教育委員会の定めるところにより行うものとする。

第八条の二 (略)

2	<p>服務監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条及び次条において同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間）となるよう勤務時間を割り振らなければならない。</p>
3	<p>第一項の規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲</p> <p>二 対象期間</p> <p>三 前号の対象期間の起算日</p> <p>四 第二号の対象期間を設定することができる期間の範囲</p> <p>五 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）</p> <p>六 前号の特定期間の起算日</p> <p>七 対象期間における勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期</p>

	間（以下この条において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）
4	<p>サービス監督教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。</p>
5	<p>サービス監督教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、前項の区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。</p>
6	<p>サービス監督教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和二年文部科学省令第二十六号）第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>（勤務することを要しない時間の指定）</p>
第八條の四	<p>サービス監督教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であつて、対象期間中に、その対象となつた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関</p>

する特別措置法施行規則第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針に定める措置を講ずることができなくなった場合又は講ずることができなくなることを明らかとなった場合においては、当該措置を講ずることができなくなった時点の日又は講ずることができなくなることを明らかとなった時点の日以降において四週を超えない期間につき一週間あたり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間）を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときは、当該教育職員に対して、前条第一項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち第十一条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を規則に定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を一週間あたり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間）とするものとする。

2) 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命じられる場合を除き、前条第一項の規定により割

り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は第八条第三項の時間外勤務とみなし、当該時間に勤務することを教育職員に命ずる場合は、同条第四項各号に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

3 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料の支給方法)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 第三項又は第四項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第四条第一項、第五条、<u>第六条及び第八条の三の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第二十二條の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項及び第二項において、「週休日」</p>	<p>(給料の支給方法)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 第三項又は第四項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第四条第一項、第五条及び<u>第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第二十二條の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項及び第二項において、「週休日」</p>

<p>とは、勤務時間条例第四条第一項、第五条、 第六条及び第八条の三の規定に基づく週 休日をいい、「休日」とは、祝日法による 休日等又は年末年始の休日等をいう。</p> <p>5 (略)</p>	<p>とは、勤務時間条例第四条第一項、第五条 及び第六条に規定する日をいい、「休日」 とは、祝日法による休日等又は年末年始の 休日等をいう。</p> <p>5 (略)</p>
---	---

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

4 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和三十九年三重県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)第八条の四の規定に基づき指定された勤務することを要しない時間(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)</p>	<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一 三 (略)</p>

三重県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第五十六号

三重県病院事業条例の一部を改正する条例

三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第一（第二条関係）			別表第一（第二条関係）		
名称及び位置	診療科目	病床数（床）	名称及び位置	診療科目	病床数（床）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三重県立一志病院（津市）	内科、外科、 小児科、産婦 人科、整形外 科、眼科、耳 鼻いんこう 科、放射線科	一般病床 四六 療養病床 三六	三重県立一志病院（津市）	内科、外科、 小児科、産婦 人科、整形外 科、眼科、耳 鼻いんこう 科、放射線科	一般病床 四六 療養病床 四〇
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第五十七号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(押売行為等の禁止)</p> <p>第四条 何人も、住居その他人の現在する建造物を訪れて、物品の売買、又は物品の修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄付の募集（以下この条において「売買等」という。）を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 売買等の申込みをことわられたにもかかわらず、不安をいだかせるような方法を用いて、しつように要求し、又は物品を展示し、すわり込む等すみやかにその場から立ち去らないこと。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止)</p>	<p>(押売行為等の禁止)</p> <p>第四条 何人も、住居その他人の現在する建造物を訪れて、物品の売買、又は物品の修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄付の募集（以下この条において「売買等」という。）を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 売買等の申込みをことわられたのにもかかわらず、不安をいだかせるような方法を用いて、しつように要求し、又は物品を展示し、すわり込む等すみやかにその場から立ち去らないこと。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止)</p>
<p>第九条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせてはならない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第九条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条第三項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせてはならない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県立ゆめドームうえの条例を廃止する条例をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第五十八号

三重県立ゆめドームうえの条例を廃止する条例

三重県立ゆめドームうえの条例（平成九年三重県条例第五十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
